

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第129期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	日本冶金工業株式会社
【英訳名】	Nippon Yakin Kogyo Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉森 一太
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目5番8号
【電話番号】	(03)3272-1511(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理部長 久保田 尚志
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目5番8号
【電話番号】	(03)3273-3613(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理部長 久保田 尚志
【縦覧に供する場所】	日本冶金工業株式会社大阪支店 (大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号) 日本冶金工業株式会社名古屋支店 (名古屋市中区栄二丁目3番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第128期 第3四半期連結 累計期間	第129期 第3四半期連結 累計期間	第128期 第3四半期連結 会計期間	第129期 第3四半期連結 会計期間	第128期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	68,227	101,395	24,227	32,668	97,343
経常損失() (百万円)	5,531	275	1,531	50	6,635
四半期(当期)純損失() (百万円)	8,668	1,779	6,054	458	12,585
純資産額(百万円)	-	-	47,565	41,914	44,005
総資産額(百万円)	-	-	144,706	148,519	142,934
1株当たり純資産額(円)	-	-	379.88	334.82	351.03
1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	70.05	14.38	48.93	3.70	101.72
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	32.5	27.9	30.4
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	532	1,187	-	-	999
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,033	1,773	-	-	2,736
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,230	2,735	-	-	2,796
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	7,503	6,659	6,870
従業員数(人)	-	-	2,255	2,211	2,193

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額につきましては、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	2,211
---------	-------

（注）1．従業員数は就業人員であります。

2．臨時雇用者数については、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

（2）提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	1,097
---------	-------

（注）1．従業員数は就業人員であります。

2．臨時雇用者数については、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと以下のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比増減(%)
ステンレス鋼板及びその加工品事業	26,845	23.5

- (注) 1. 金額は製品製造原価によっております。
 2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間における受注状況をセグメントごとに示すと以下のとおりであります。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	金額(百万円)	前年同期比増減(%)	金額(百万円)	前年同期比増減(%)
ステンレス鋼板及びその加工品事業	33,259	36.5	12,693	23.2

- (注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと以下のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比増減(%)
ステンレス鋼板及びその加工品事業	32,668	34.8

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 主要な販売先はいずれも総販売実績に対する販売実績の割合が10%未満のため、記載を省略しております。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書及び第2四半期報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

(連結子会社間の合併契約書締結について)

当社は、平成22年12月17日開催の取締役会において、当社の連結子会社である宮津港運株式会社とカヤ興産株式会社とが、平成23年4月1日を効力発生日とする合併契約書を締結することを承認する決議をし、同日付で両社は合併契約書を締結いたしました。

合併の概要は次のとおりであります。

1. 合併の目的

宮津港運株式会社及びカヤ興産株式会社は、フェロニッケルを製造する当社大江山製造所での原料鉱石等の海上荷役、陸上荷役及び設備保全作業等を担っておりましたが、両社の合併により一体運営を行うことにより大江山製造所内でのより効率的な荷役作業、設備保全作業を図ることを目的としております。

2. 合併の要旨

(1) 合併方法

宮津港運株式会社を存続会社とし、カヤ興産株式会社を消滅会社とする吸収合併であります。

なお、存続会社である宮津港運株式会社は、合併日をもって宮津海陸運輸株式会社に変更いたします。

(2) 合併期日(効力発生日)

平成23年4月1日

(3) 合併に際して発行する株式及び割当、合併比率の算定根拠

合併当事会社はいずれも当社の100%子会社であるため、合併比率の取り決めはありません。また、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金はありません。

(4) 吸収合併存続会社となる会社の概要

資本金 32百万円

事業の内容 港湾海送業、通関業、貨物運送業、機械修理業

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるステンレス特殊鋼業界は、第2四半期から引き続き国内需要が低迷する中で、高い成長を続ける中国や東南アジア諸国等の海外需要が牽引役となる展開となりました。なかでも高機能材分野は海外のプラント等の案件が具体化するなど、概ね堅調に推移いたしました。また一般材部門は、輸出市場における需要そのものは引き続き堅調だったものの、第3四半期以降急速に進行した円高により、採算の悪化を余儀なくされるところとなりました。

一方国内市場は、住宅投資や公共投資といった建設関連需要の低迷に加え、自動車の購買補助政策の終了や円高の急速な進行などにより、総じて弱含みの展開となりました。

他方、主原料であるニッケル相場は、第3四半期以降非鉄商品市場などへの投機的資金の流入につられて上昇の傾向をみせ、\$10/ポンド台後半から\$11/ポンド台前半を推移する動きとなりました。

このような経営環境の中で当社グループでは、第2四半期に引き続き市場規模の拡大が期待できる海外での販売活動を強化し、販売量を拡大していくとともに、原料相場に見合った販売価格の形成と製造コスト削減を主要施策として注力してまいりました。

これにより第3四半期会計期間の販売数量は、一般材分野は前年同期（平成22年3月期第3四半期会計期間）比で22.4%増を確保することができました。また、高機能材分野については20.0%の増となり、販売強化策が着実に成果に結びついてきております。

一方販売価格面では、価格優先の姿勢を崩さず受注活動を展開してまいりましたが、第3四半期以降のニッケル相場の上昇に対しては、原料の上昇分を一部転嫁できず、数量の拡大を十分に収益に反映させることができない結果となりました。

この結果、平成23年3月期第3四半期会計期間の経営成績は、売上高は32,668百万円と前年同期比34.8%増の増収となり、これに加えて一部のコスト削減策が奏功したことで、営業利益は372百万円（前年同期比1,892百万円増）の黒字を計上することができました。しかしながら経常利益については、前年同期比大幅な改善を見たものの、原料高騰分の販売価格への転嫁遅れなどが響き、50百万円（前年同期比1,481百万円増）となりました。

また、当第3四半期連結会計期間の四半期純利益につきましては、一部繰延税金資産の回収可能性見直しや特別補修関連費用を計上したことにより、458百万円（前年同期比5,596百万円増）となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、主として売上債権の減少等により2,055百万円の収入（前年同四半期比2,757百万円の収入の増加）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有形及び無形固定資産の取得による支出を含め、736百万円の支出（前年同四半期比126百万円の支出の減少）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金残高の減少等により1,149百万円の支出（前年同四半期比760百万円の支出の増加）となりました。

この結果、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物残高は、換算差額を含めて6,659百万円となり、前年同四半期比844百万円減少いたしました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

〔株式会社の支配に関する基本方針〕

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがって、当社は、当社株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的な大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間を確保しないも

の、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められない等当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。したがって、上記のような大規模な買付行為等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記 の経営理念及び企業ビジョン、並びに下記 の当社の企業価値の源泉についての考え方に基づき、下記 の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記 . 記載のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記 . の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）の実現に資するものであると考えております。

経営理念及び企業ビジョン

当社は、

- . 社会に進歩と充実をもたらす、すぐれた商品を提供すること、
- . 自主独立を基本に、創造と効率を両輪として、あくなき発展と向上を追求すること、
- 及び
- . 当社と共に歩むものの幸福を増進し、より大きな働き甲斐のある場を社会に提供すること

を経営理念に掲げ、また、

『新しい価値の創造に挑戦し、世界の市場で魅力あるステンレス特殊鋼メーカーとなる』ことを企業ビジョンとしております。

当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、（ア）ステンレス鋼や高ニッケル合金等の専門メーカーとして長年蓄積してきた多品種小ロット生産に適した高度な製造技術・生産設備、及びそれらの基盤となる従業員各々の技術・ノウハウ等、（イ）フェロニッケルから高級ステンレス鋼・高ニッケル合金までの一貫生産を行う当社独自のビジネスモデル、並びに、（ウ）製品の販売先や原料調達先等、国内外の取引先等と長期にわたり築いてきた強固な信頼関係、株主の皆様や金融機関、地域社会、従業員等のその他の利害関係者との強固な信頼関係等にあるものと考えております。したがって、当社の企業価値の向上には、技術力・開発力の更なる向上とともに、技術とノウハウを有する従業員等の継続的な確保・育成、安定的な原料調達の確保、取引先その他の利害関係者との強固な信頼関係の維持等が不可欠であると考えます。

中期経営計画に基づく取組み等

当社は、上記 の経営理念及び企業ビジョン、並びに上記 の当社の企業価値の源泉についての考え方に基づき、平成20年4月に、平成22年度（2010年度）を最終年度とする『中期経営計画2010（“Global Top Company”への挑戦）』（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、本中期経営計画の達成に向けて、当社グループ一丸となって邁進しております。

当社は、本中期経営計画の基本方針として、高機能材路線をさらに推進するために「“Global Top Company”への挑戦～世界トップクラスの高機能材メーカーを目指す」というコンセプトを掲げ、高機能材のコスト競争力・品質・納期等において有利性を発揮して、高機能材フラット製品（高ニッケル合金）でのトップシェア獲得を目指しております（高機能材売上高比率50%以上（単体ベース）を目標とします。）。また、当社は、本中期経営計画を、高機能材路線の推進を柱とする「安定収益基盤の強化」（ROA（純資産事業利益率）10%以上（連結ベース）を目標とします。）と、「財務体質の更なる改善」（自己資本比率40%以上（連結ベース）を目標とします。）をより一層推進する計画と位置付け、それらを通じて企業価値の向上を図ることを目的としております。

当社は、本中期経営計画の達成に向けた具体的施策として、以下の取組みを推進しております。

(ア) 高機能材の販売力強化

- ・ 販売面の施策として、エネルギー・環境分野を中心に拡販分野毎のマーケティング力の強化、海外顧客・流通へのアプローチ強化等
- ・ 生産面の施策として、新設精錬設備の効果を最大限生かしたリードタイムの短縮、競争力強化を目的としたコストダウンの徹底等

(イ) 設備投資

- ・ 高機能材の競争力強化等を目的とした投資を中心に、環境開発投資・システム関連投資・基盤整備投資等、本中期経営計画のコンセプトに資する設備投資を計画

(ウ) 高機能材の生産に適したシステム再構築

- ・ 多品種小ロット生産に対応した業務プロセス、新システムの構築

(エ) 昨今の資源環境を踏まえた原料調達への取組み

- ・ 主要原料の安定確保、調達多様化（調達「ルート」と調達「品種」の多様化）等

当社は、これらの取組みを推進することにより、本中期経営計画の達成を通じて、ステンレス特殊鋼メーカーとしての事業基盤をより一層強固にし、もって企業価値を高めることに取り組んでおります。

また、これらの本中期経営計画に基づく取組みに加えて、当社は、グループ全体の継続的な企業価値向上に向けて、経営の効率性・公正性を向上させるため、コーポレートガバナンスを充実させることも、経営上の最重要課題の一つと考えています。具体的には、適時且つ適切な経営情報の開示及びコンプライアンスの徹底等に取り組んでおります。

・ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、平成21年5月8日開催の当社取締役会において、平成21年6月25日開催の当社第127期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、以下の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の導入を決定し、また、本対応方針の導入については上記定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決いただいております。なお、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

本対応方針の内容の詳細につきましては、当社ホームページ（http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection_090508.pdf）をご参照下さい。

大規模買付ルールの設定

(ア) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の（ ）もしくは（ ）に該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

（ ）当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）の合計が20%以上となる買付け

（ ）当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(イ) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

(ウ) 大規模買付情報の提供

上記（イ）の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日（注8）（初日不算入）以内に、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストを発送いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。なお、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、当社取締役会から独立した外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様に照らして合理的に決定します。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が外部専門家等の助言を得た上で合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、大規模買付情報リストの発送後60日間（初日不算入）を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間を開始するものとします。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供要請期間を必要に応じて最長30日間延長することができるものとします。他方、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと客観的に合理的に判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、直ちに情報提供要請期間を終了し、取締役会評価期間を開始するものとします。また、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請する都度、必要に応じて、大規模買付者による情報提供に期限を設定する場合があります。

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下同じです。）が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適時且つ適切に、その全部または一部を株主の皆様へ開示いたします。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかに、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を株主の皆様へ開示いたします。また、当社は、情報提供要請期間が満了した場合には、速やかに、その旨を大規模買付者に対して通知するとともに、その旨を株主の皆様へ開示いたします。

（エ）取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、60日以内で合理的に必要な期間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

具体的な期間の設定は、大規模買付行為の目的、買付対価の種類、買付方法等、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案の難易度に応じて設定し、当社取締役会は取締役会評価期間が満了する日を適時且つ適切に株主の皆様へ開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で最長90日間（当初設定した期間を含みます。）まで取締役会評価期間を延長できるものとし、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決定した場合には、当該決定された具体的な期間及び当該延長が必要とされる理由を、適時且つ適切に株主の皆様へ開示いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。

（注3）金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、各株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注4）金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下（ ）において同じです。

- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、各株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注8) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。

大規模買付行為がなされた場合における対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益を確保しまたは向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

なお、本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行います。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。また、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の機動的発動を確保するために、新株予約権の発行登録を行っております。

本対応方針の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(ア) 特別委員会の設置及び諮問等の手続

() 特別委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

() 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

() 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が対抗措置情報として必要且つ十分であるかについて疑義がある場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(イ) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針の導入については、平成21年6月25日開催の当社第127期定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決いただいております。

(ウ) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、平成23年6月に開催予定の当社第129期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、() 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、() 当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、() 平成21年6月25日開催の当社第127期定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

株主・投資家の皆様に与える影響

(ア) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんが、したがって、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(イ) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様の、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(ウ) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行います。

上記 . の取組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を向上させるための取組みとして、上記 . の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記 . の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記 . の取組みは上記 . の基本方針に沿うものであり、株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

上記 . の取組みについての取締役会の判断

上記 . の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記 . の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記 . の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保または向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めために実施されるものです。さらに、上記 . の取組みにおいては、株主意の重視（株主総会決議とサンセット条項（注））、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記 . の取組みの合理性を確保するための様々な

制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記 . の取組みは上記 . の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) サンセット条項とは、一般に、株主の総体的な意思を定期的に確認する機会を確保するための措置として、買収防衛策の導入後、定期的に株主総会の承認を確保する条項をいいます。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、147百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	558,000,000
計	558,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	123,973,338	同左	東京証券取引所市場第一部	単元株式数500株
計	123,973,338	同左	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	123,973	-	22,251	-	7,492

(6)【大株主の状況】

平成22年12月31日現在、以下の変更報告書が近畿財務局に提出されておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その変更報告書の内容は次の通りであります。

住友信託銀行株式会社他の連名により、平成22年12月15日付けで近畿財務局に提出
 (株式等保有割合10.67%)

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 271,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 123,401,000	246,802	-
単元未満株式	普通株式 300,838	-	-
発行済株式総数	123,973,338	-	-
総株主の議決権	-	246,802	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、5,000株含まれております。なお、「議決権の数」には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
当社	東京都中央区京橋 一丁目5番8号	271,500	-	271,500	0.22
計	-	271,500	-	271,500	0.22

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	376	356	343	301	283	275	290	240	260
最低(円)	347	286	278	261	239	243	234	199	228

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、八重洲監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,700	7,330
受取手形及び売掛金	2,422,826	219,993
商品及び製品	8,299	6,592
仕掛品	14,696	12,226
原材料及び貯蔵品	9,830	7,118
その他	1,439	2,841
貸倒引当金	582	565
流動資産合計	63,208	55,535
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	114,812	115,443
機械装置及び運搬具(純額)	120,162	120,836
土地	40,186	40,198
その他(純額)	1,694	1,646
有形固定資産合計	76,854	78,123
無形固定資産	1,511	1,738
投資その他の資産		
投資有価証券	5,179	5,460
その他	1,848	2,148
貸倒引当金	82	69
投資その他の資産合計	6,946	7,539
固定資産合計	85,311	87,399
資産合計	148,519	142,934

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4 21,165	17,606
短期借入金	26,512	25,668
1年内返済予定の長期借入金	7,381	6,373
未払法人税等	177	468
賞与引当金	389	849
その他	4 4,647	3,538
流動負債合計	60,271	54,502
固定負債		
長期借入金	29,164	27,821
退職給付引当金	9,448	9,296
環境対策引当金	121	439
その他	7,600	6,871
固定負債合計	46,334	44,427
負債合計	106,605	98,929
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,251	22,251
資本剰余金	7,492	7,492
利益剰余金	9,107	10,888
自己株式	131	130
株主資本合計	38,719	40,500
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	650	889
繰延ヘッジ損益	8	-
土地再評価差額金	2,061	2,059
為替換算調整勘定	19	25
評価・換算差額等合計	2,699	2,923
少数株主持分	497	581
純資産合計	41,914	44,005
負債純資産合計	148,519	142,934

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	68,227	101,395
売上原価	64,590	92,449
売上総利益	3,638	8,945
販売費及び一般管理費	¹ 8,371	¹ 8,090
営業利益又は営業損失()	4,733	856
営業外収益		
受取利息	9	11
受取配当金	94	111
為替差益	130	-
その他	182	132
営業外収益合計	415	255
営業外費用		
支払利息	974	964
その他	239	422
営業外費用合計	1,213	1,385
経常損失()	5,531	275
特別利益		
固定資産売却益	3	9
投資有価証券売却益	-	36
貸倒引当金戻入額	72	-
環境対策引当金戻入額	-	27
その他	0	0
特別利益合計	75	72
特別損失		
固定資産除却損	85	-
投資有価証券評価損	3	14
減損損失	212	18
たな卸資産評価損	95	-
特別補修関連費用	-	122
その他	14	14
特別損失合計	410	168
税金等調整前四半期純損失()	5,866	370
法人税等	² 2,785	² 1,350
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	1,721
少数株主利益	16	58
四半期純損失()	8,668	1,779

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	24,227	32,668
売上原価	22,949	29,640
売上総利益	1,277	3,028
販売費及び一般管理費	¹ 2,798	¹ 2,656
営業利益又は営業損失()	1,520	372
営業外収益		
受取利息	3	4
受取配当金	17	31
為替差益	387	-
その他	31	34
営業外収益合計	438	69
営業外費用		
支払利息	354	333
為替差損	-	102
その他	95	57
営業外費用合計	449	492
経常損失()	1,531	50
特別利益		
固定資産売却益	1	9
貸倒引当金戻入額	7	-
環境対策引当金戻入額	-	20
その他	-	0
特別利益合計	7	29
特別損失		
たな卸資産評価損	95	-
特別補修関連費用	-	122
その他	1	3
特別損失合計	97	125
税金等調整前四半期純損失()	1,634	146
法人税等	² 4,393	² 299
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	446
少数株主利益	27	12
四半期純損失()	6,054	458

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	5,866	370
減価償却費	4,288	4,157
賞与引当金の増減額(は減少)	540	460
退職給付引当金の増減額(は減少)	18	152
受取利息及び受取配当金	103	123
支払利息	974	964
投資有価証券評価損益(は益)	3	14
売上債権の増減額(は増加)	3	2,833
たな卸資産の増減額(は増加)	1,028	6,889
仕入債務の増減額(は減少)	1,020	3,559
その他	283	1,961
小計	955	131
利息及び配当金の受取額	110	123
利息の支払額	708	750
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	2,086	691
営業活動によるキャッシュ・フロー	532	1,187
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	1,819	2,183
その他	214	410
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,033	1,773
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	10,604	819
長期借入れによる収入	14,200	5,790
長期借入金の返済による支出	3,581	3,439
配当金の支払額	371	-
少数株主への配当金の支払額	1	62
割賦未払金の増加による収入	1,726	-
割賦債務の返済による支出	58	222
その他	82	152
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,230	2,735
現金及び現金同等物に係る換算差額	29	14
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	301	211
現金及び現金同等物の期首残高	7,803	6,870
現金及び現金同等物の四半期末残高	7,503	6,659

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 前連結会計年度において、連結子会社であった株式会社YAKIN川崎、株式会社YAKIN大江山、ナスビジネスサービス株式会社は、平成22年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により解散したため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 9社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に対する影響は軽微であります。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は249百万円であります。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失()」の科目で表示しております。</p>

	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失()」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
棚卸資産の評価方法	<p>当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)			前連結会計年度末 (平成22年3月31日)		
1 有形固定資産の減価償却累計額は、157,566百万円であります。			1 有形固定資産の減価償却累計額は、154,305百万円であります。		
2 受取手形割引高は、1,526百万円であります。 受取手形裏書譲渡高は、556百万円であります。			2 受取手形割引高は、1,651百万円であります。 受取手形裏書譲渡高は、372百万円であります。		
3 偶発債務			3 偶発債務		
内容	被保証者	金額	内容	被保証者	金額
銀行支払保証	従業員	86百万円	銀行支払保証	従業員	108百万円
	計	86 "		計	108 "
4 当第3四半期連結会計期間末日満期手形 当第3四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の当第3四半期連結会計期間末日満期手形が当第3四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 609百万円 支払手形 2,791百万円 設備支払手形 60 百万円			4		

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
運送費及び保管料 1,434百万円	運送費及び保管料 1,719百万円
給料賞与等 2,176 "	給料賞与等 2,109 "
賞与引当金繰入額 133 "	賞与引当金繰入額 269 "
退職給付費用 187 "	退職給付費用 185 "
2 法人税等の表示方法 「法人税、住民税及び事業税」及び「法人税等調整額」を「法人税等」として一括掲記しております。	2 同左

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
運送費及び保管料 491百万円	運送費及び保管料 568百万円
給料賞与等 888 "	給料賞与等 745 "
賞与引当金繰入額 119 "	賞与引当金繰入額 46 "
退職給付費用 61 "	退職給付費用 56 "
2 法人税等の表示方法 「法人税、住民税及び事業税」及び「法人税等調整額」を「法人税等」として一括掲記しております。	2 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 7,958百万円	現金及び預金勘定 6,700百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 465 "	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 52 "
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到 来する短期投資(有価証券) 10 "	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到 来する短期投資(有価証券) 10 "
現金及び現金同等物 7,503 "	現金及び現金同等物 6,659 "

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 123,973千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 274千株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
ステンレス鋼板及びその加工品セグメント単一ですので、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
全セグメントの売上高の合計に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

	東南アジア	欧州	大洋州	北米	中近東	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	4,326	375	92	247	6	430	5,476
連結売上高(百万円)	-	-	-	-	-	-	24,227
海外売上高の連結売上高に占める割合(%)	17.9	1.5	0.4	1.0	0.0	1.8	22.6

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

	東南アジア	欧州	大洋州	北米	中近東	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	12,534	1,139	246	381	9	1,036	15,345
連結売上高(百万円)	-	-	-	-	-	-	68,227
海外売上高の連結売上高に占める割合(%)	18.4	1.7	0.4	0.6	0.0	1.5	22.5

(注) 1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2. 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法

地理的近接度による

(2) 各区分に属する主な国又は地域

東南アジア：中国、韓国、タイ、シンガポール、台湾等

欧州：ドイツ、イギリス、イタリア等

大洋州：オーストラリア、ニュージーランド等

北米：米国、カナダ等

中近東：サウジアラビア、UAE、クウェート、カタール等

その他の地域：エジプト、コロンビア等

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

当社グループは、ステンレス鋼板及びその加工品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当社グループの行っているデリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しておりますので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 334.82円	1株当たり純資産額 351.03円

2. 1株当たり四半期純損失金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 () 70.05円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 () 14.38円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期純損失(百万円)	8,668	1,779
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	8,668	1,779
期中平均株式数(千株)	123,729	123,702

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 () 48.93円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 () 3.70円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期純損失(百万円)	6,054	458
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	6,054	458
期中平均株式数(千株)	123,728	123,701

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

日本冶金工業株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 本間 英雄 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勉 印

業務執行社員 公認会計士 三井 智宇 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本冶金工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月10日

日本冶金工業株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 本間 英雄 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勉 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 三井 智宇 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本冶金工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。